

全建労発第 56 号
平成 27 年 9 月 11 日

各都道府県建設業協会 会長殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
(公印省略)

原子力施設等における緊急作業事業者等の健康保持増進のための指針について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省より、別添のとおり原子力施設等における緊急作業事業者等の健康保持増進のための指針の一部を改正する指針について周知依頼がありました。

本指針は、東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康保持増進のための指針について、電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令の施行に伴いその一部の改正を行うもので、平成 28 年 4 月 1 日から適用されます。

つきましては、貴協会傘下会員に対してご周知頂きますようお願い申し上げます。

また、その内容は、厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp>) より閲覧ができますので、ご活用いただきますよう併せてお願い申し上げます。

以上